

書誌第90号B追

水路誌附録

第2卷追補

連合軍発令航行諸規則集

Harbor regulations and restrictions
relating to shipping, issued by S. C. A. P.

昭和23年7月刊行



水路局

Hydrographic Bureau, Japan

July, 1948

目 次

第 1	室蘭港東方航行禁止区域	1
第 2	鹿島灘航行禁止区域 (その1)	3
第 3	鹿島灘航行禁止区域 (その2)	5
第 4	九十九里浜航行禁止区域	7
第 5	九十九里浜航行注意	9
第 6	京浜港—東京港港則	11
第 7	京浜港—横浜港港則	15
第 8	日本船舶に対する横須賀港港則	19
第 9	東京海湾汚水排出に関する注意	31
第 10	東京海湾漁業禁止区域	33
第 11	南方諸島大野原島爆撃及び射撃演習場設定	35
第 12	熊野灘航行禁止区域	37
第 13	日本船舶に対する神戸港港則	39
第 14	神戸港檢疫規定	45
第 15	神戸港はしけ及び船舶係留取締規則	47
第 16	神戸港における視覚信号	49
第 17	神戸港米軍水上機滑走場区域	51
第 18	吳港投錨禁止区域	53
第 19	廣島湾阿多田島南方爆撃演習場設定	55
第 20	内海伊予灘航行注意	57
第 21	響灘北方航行禁止区域	59
第 22	隠岐列島北西方竹島爆撃演習場設定	61
第 23(A)	佐世保入港日本船舶取締規則 (その 1)	63
第 23(B)	佐世保入港日本船舶取締規則 (その 2)	65

第 23(C)佐世保港内日本小船舶の夜間航行禁止	67
第 24 佐世保港投錨禁止区域	69
第 25 佐世保港内におけるサルベージ及び潜水作業禁止	71
第 26 佐世保港漁業規則	73
第 27 長崎港航泊に関する注意	75
第 28 橋湾附近危険海面指定	77
第 29 鹿兒島港及び附近錨地指定	79



第 22 隱岐列島北西方竹島爆撃演習場設定

昭和 22 年 9 月 16 日

連合軍最高司令部発令

1. 隱岐列島北西方約 85 マイルの竹島 ($37^{\circ} 15' N$, $131^{\circ} 50' E$. 概位) は爆撃演習場として指定した。
2. 隱岐列島及北緯 38 度以南の本州北西岸各港の住民に対しては演習開始前に軍政部を通じ日本の地方官公署を経て一般住民に告示する。

No. 22 Liancourt Rocks Bombing Range

1. The islands of Liancourt Rocks (or Take Shima), located $37^{\circ} 15'$ North, $131^{\circ} 50'$ East, are designated as a bombing range.
2. The inhabitants of Oki-Rettô (Okî Gunto) and the inhabitants of all the ports on the west coast of the island of Honshu north to the 38th parallel, north latitude, will be notified prior to each actual use of this range. This information will be disseminated through Military Government units to local Japanese civil authorities.

特277

358

Table with 3 columns and 20 rows, mostly blank.